

(平成25年5月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 25 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 24 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年6月まで

申立期間について、妻は、私の母に連れられA市役所に行き、母が私と妻の国民年金の加入手続を行い、20歳までの保険料を遡って納付してくれた記憶があると言っている。その後の保険料については、平成5年くらいまでは母が町内会の班長に夫婦二人分を納付し、同年以後は金融機関で妻が納付している。夫婦一緒に国民年金に加入し、一緒に保険料を納付した妻は納付済みとなっている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後は、母が町内会で夫婦二人分の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和47年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は過年度納付及び現年度納付により保険料を納付することができる期間である上、その妻の保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間直前の昭和43年*月（20歳）から45年3月までの国民年金保険料は第一回特例納付により納付されていることが申立人の被保険者台帳（旧台帳）で確認でき、申立人と国民年金手帳記号番号が連番のその妻も同様に第一回特例納付により、42年*月（20歳）から45年3月までの保険料は納付済みとなっていることがその妻の被保険者台帳（旧台帳）で確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする

その母は国民年金制度開始時から未納期間無く保険料を納付しており、保険料の納付意識が高いと推認され、申立人の母親が、妻の保険料と一緒に申立期間の保険料を納付していたとする申立てに不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 22 年 8 月について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社から年金事務所への申立期間に係る標準報酬月額の月額変更届の提出が遅れたため、時効により年金事務所が厚生年金保険料を徴収できず、訂正後の標準報酬月額が年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月に 28 万円から 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（28 万円）となっている。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成 22 年 8 月については、事業主から提出された賃金台帳によれば、保険料控除額に見合う標準報酬月額は 32 万円、給与総支給金額に見合う標準報酬月額は 34 万円であることから、当該期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る随時改定の届出を年金事務所に提出していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間のうち平成 22 年 7 月については、賃金台帳によれば、標準報酬月額 32 万円に見合う保険料が控除されているものの、給与総支給金額に見合う標準報酬月額が 28 万円となることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち平成 22 年 8 月について、標準報酬月額 32 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社から年金事務所への申立期間に係る標準報酬月額の月額変更届の提出が遅れたため、時効により年金事務所が厚生年金保険料を徴収できず、訂正後の標準報酬月額が年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月に 30 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）となっている。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成 22 年 8 月については、事業主から提出された賃金台帳によれば、標準報酬月額 34 万円に見合う保険料が控除されているものの、給与総支給金額に見合う標準報酬月額が 32 万円となることから、当該期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る随時改定の届出を年金事務所に提出していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間のうち平成 22 年 7 月については、賃金台帳によれば、標準報酬月額 34 万円に見合う保険料が控除されているものの、給与総支給金額に見合う標準報酬月額が 26 万円となることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 53 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 47 万円とされているが、申立人は、平成 22 年 7 月について標準報酬月額 50 万円、同年 8 月について標準報酬月額 53 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、同年 7 月は 50 万円、同年 8 月は 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（47 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社から年金事務所への申立期間に係る標準報酬月額の月額変更届の提出が遅れたため、時効により年金事務所が厚生年金保険料を徴収できず、訂正後の標準報酬月額が年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 47 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月に 47 万円から 53 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（53 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（47 万円）となっている。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成 22 年 7 月については、事業主から提出された賃金台帳によれば、標準報酬月額 53 万円に見合う保険料が控除されているものの、給与総支給金額に見合う標準報酬月額が 50 万円となることから、当該期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成 22 年 8 月については、上記賃金台帳によれば、標準報酬月額 53 万円に見合う保険料が控除されており、給与総支給金額に見合う標準報酬月額も 53 万円となることから、当該期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る随時改定の届出を年金事務所に提出していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 47 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 36 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（47 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 47 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社から年金事務所への申立期間に係る標準報酬月額の月額変更届の提出が遅れたため、時効により年金事務所が厚生年金保険料を徴収できず、訂正後の標準報酬月額が年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 36 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月に 36 万円から 47 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（47 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（36 万円）となっている。

しかしながら、申立期間については、事業主から提出された賃金台帳に

よれば、その主張する標準報酬月額（47 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る随時改定の届出を年金事務所に提出していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A株式会社から年金事務所への申立期間に係る標準報酬月額の月額変更届の提出が遅れたため、時効により年金事務所が厚生年金保険料を徴収できず、訂正後の標準報酬月額が年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月に 26 万円から 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となっている。

しかしながら、申立期間については、事業主から提出された賃金台帳に

よれば、その主張する標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る随時改定の届出を年金事務所に提出していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 24 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社から年金事務所への申立期間に係る標準報酬月額の月額変更届の提出が遅れたため、時効により年金事務所が厚生年金保険料を徴収できず、訂正後の標準報酬月額が年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月に 24 万円から 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）となっている。

しかしながら、申立期間については、事業主から提出された賃金台帳に

よれば、その主張する標準報酬月額（32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る随時改定の届出を年金事務所に提出していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 株式会社から年金事務所への申立期間に係る標準報酬月額の月額変更届の提出が遅れたため、時効により年金事務所が厚生年金保険料を徴収できず、訂正後の標準報酬月額が年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月に 22 万円から 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（26 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

しかしながら、申立期間については、事業主から提出された賃金台帳に

よれば、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る随時改定の届出を年金事務所に提出していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 34 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A株式会社から年金事務所への申立期間に係る標準報酬月額の月額変更届の提出が遅れたため、時効により年金事務所が厚生年金保険料を徴収できず、訂正後の標準報酬月額が年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 30 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 24 年 11 月に 30 万円から 34 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（30 万円）となっている。

しかしながら、申立期間については、事業主から提出された賃金台帳に

よれば、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る随時改定の届出を年金事務所に提出していなかったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年4月1日、資格喪失日が15年3月21日とされ、当該期間のうち、同年2月21日から同年3月21日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月21日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年2月21日から同年3月21日まで

ねんきん定期便では、A株式会社の資格喪失日が平成15年2月21日になっているが、実際は同年3月20日まで勤務しており、正しい喪失日は同年3月21日である。会社に喪失日の訂正を依頼したところ、会社が喪失届の手続を間違えていたことを認め、第三者委員会に申し立ててほしい旨の連絡があった。申立期間については、届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成11年4月1日、資格喪失日が15年3月21日とされ、当該期間のうち、同年2月21日から同年3月21日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A株式会社が保管する申立人に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、平成 15 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同年 3 月分給料台帳から、申立人は同社に同年 3 月 20 日まで継続して勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料台帳の記録から判断すると、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人の資格喪失に係る届出を誤ったとして訂正の届出を年金事務所に行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 15 年 2 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年8月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月31日から同年8月5日まで

昭和29年から45年まで継続してA株式会社に勤務し、31年8月頃に同社C支店から同社D出張所に異動したと思うが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社C支店から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、事業主は、当時の人事記録等はなく、不明としているが、申立人と同時期にA株式会社C支店から同社D出張所に異動したとする同僚の供述から判断して、昭和31年8月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における昭和31年6月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成19年9月から同年12月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、47万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①のうち、平成20年1月から22年10月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、事後訂正の結果、20年1月から22年9月までは47万円、22年10月は41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の標準報酬月額（平成20年1月から同年8月までは38万円、同年9月から22年10月までは26万円）とされているが、当該期間については、訂正前の記録を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、20年1月は47万円、同年2月から21年12月までは44万円、22年1月は41万円、同年2月から同年4月までは44万円、同年5月から同年10月までは41万円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料（申立期間①については訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月から22年10月まで

② 平成 20 年 8 月 29 日

A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が実際に控除されていた厚生年金保険料の額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②については、賞与の記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書及び賞与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①のうち、平成 19 年 9 月から同年 12 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、当該期間に係る申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（38 万円）よりも高額であることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間①のうち、平成 20 年 1 月から 22 年 10 月までの期間に係る標準報酬月額は、当初、20 年 1 月から同年 8 月までは 38 万円、同年 9 月から 22 年 10 月までは 26 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 24 年 12 月 11 日に、20 年 1 月から 22 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月は 41 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人の申立期間①のうち、平成 20 年 1 月から 22 年 10 月までの期間に係る申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録に当初記録されていた標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における給与支給額又は保険料控除額から、平成 19 年 9 月から 20 年 1 月までは 47 万円、同年 2 月から 21 年 12 月までは 44 万円、22 年 1 月は 41 万円、同年 2 月から同年 4 月までは 44 万円、同年 5 月から同年 10 月までは 41 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②については、申立人から提出された賞与明細書及び事

業主から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間②において10万円の賞与が支給され、標準賞与額10万円に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る届出について誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（申立期間①については訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉（茨城）厚生年金 事案 7470

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年6月30日まで
年金事務所から、自分の標準報酬月額が引き下げられていると聞いたが、会社からそのような説明を受けたことがない。私は、名前だけ役員になっていたが、仕事は工場でA業務に従事しており、事務関係には全く関与していない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年6月30日）より後の平成6年7月26日付けで、遡って28万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人と同様に、取締役2名の標準報酬月額についても引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、B株式会社の取締役であったが、当時の状況について事業主の証言は得られないものの、当時の同僚5名に照会したところ、回答を得られた2名は、「社会保険事務は社長が行っており、申立人はA業務の責任者で、社内事務には一切関与していなかった。申立人を含め、会社設立時に取締役として名前を貸した者が何人かいた。」と供述している上、申立人も「会社設立時に社長に頼まれ、取締役として名前を貸したが、経営には関与しておらず、ずっとA業務だけを行っていた。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年7月26日付けで行われ

た標準報酬月額の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和63年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年7月20日から同年9月1日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間は株式会社Aに継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和63年7月20日に株式会社Bから株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和63年9月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本から、同事業所が申立期間において法人事業所であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所

（当時）に適用の届出を行っていなかったものと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和63年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月20日から同年9月1日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間は株式会社Aに継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和63年7月20日に株式会社Bから株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和63年9月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本から、同事業所が申立期間において法人事業所であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所

（当時）に適用の届出を行っていなかったものと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成16年8月2日及び同年12月27日は37万6,000円、17年7月28日は42万9,000円、同年12月22日は45万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月2日
② 平成16年12月27日
③ 平成17年7月28日
④ 平成17年12月22日

私が、株式会社Aに勤務している期間のうち、平成16年夏季、冬季及び17年夏季、冬季に支給された賞与に係る標準賞与額が厚生年金保険の被保険者記録から欠落しているので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B税務署が保管していた申立人の平成16年及び17年に係る源泉徴収票及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間①から④までにおいて、株式会社Aから賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から④までの標準賞与額については、平成16年8月2日及び同年12月27日については37万6,000円、17年7月28日については42万9,000円、同年12月22日については45万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主からは回答を得ることができず、そのほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、23万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A法人において、平成 19 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る金融機関の通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の通帳の写しにより推認できる支給額及び保険料控除額から、23万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉（長野）厚生年金 事案 7476

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年3月から同年9月までは30万円、同年10月から7年2月までは38万円に訂正することが必要である。

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年4月11日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月1日から7年3月31日まで
② 平成7年3月31日から同年4月まで

申立期間①の標準報酬月額が当時の給与と比較して、低くなっているため記録を訂正してほしい。また、平成7年4月まで勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録において、申立人のA株式会社における当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から同年9月までは30万円、同年10月から7年2月までは38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年4月27日付けで、20万円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、

事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年3月から同年9月までは30万円、同年10月から7年2月までは38万円と訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が平成7年4月10日までA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA株式会社における資格喪失日は、申立期間①に係る標準報酬月額の変更訂正処理が行われた日と同日の平成7年4月27日に同年3月31日と記録されていることが確認できる。

また、A株式会社は、適用事業所でなくなった申立期間②においても商業登記簿謄本により法人格を有していたことが確認できることから、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、社会保険事務所において、平成7年3月31日付けで同社が適用事業所でなくなった旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年3月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である同年4月11日であると認められる。

なお、平成7年3月の標準報酬月額は、申立人のA株式会社における変更訂正前の同年2月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

国の記録によれば、A株式会社B工場における厚生年金保険資格喪失日が、昭和45年7月30日と記録されているが、同年8月1日に、同社C工場へ異動しただけであり、申立期間についても、継続して同社B工場に勤務していた。

当該記録に納得がいかないため、第三者委員会で調査の上、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された退職経歴台帳、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年8月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和45年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで
国の記録によれば、株式会社Aにおける厚生年金保険資格喪失日が、昭和53年9月30日と記録されているが、同年10月2日に関連会社であるB株式会社（現在は、株式会社C）へ異動しただけであり、申立期間についても継続して株式会社Aに勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚から提出された給与明細書により、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和53年10月2日に同社から関連会社であるB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和53年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は既に亡くなっている上、関連会社も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は18万2,000円、申立期間②は27万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年3月19日
② 平成21年3月30日

平成20年3月19日と21年3月30日に支給された期末賞与は、通常支給される賞与でなかったため、A法人と担当社会保険労務士との連絡が十分でなく、賞与の支払届の提出が遅れて年金給付額に反映しない記録とされているので、給付されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間①は18万2,000円、申立期間②は27万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったとして新たに届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は20万7,000円、申立期間②は32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月19日
② 平成21年3月30日

平成20年3月19日と21年3月30日に支給された期末賞与は、通常支給される賞与でなかったため、A法人と担当社会保険労務士との連絡が十分でなく、賞与の支払届の提出が遅れて年金給付額に反映しない記録とされているので、給付されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間①は20万7,000円、申立期間②は32万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったとして新たに届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は16万円、申立期間②は26万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年3月19日
② 平成21年3月30日

平成20年3月19日と21年3月30日に支給された期末賞与は、通常支給される賞与でなかったため、A法人と担当社会保険労務士との連絡が十分でなく、賞与の支払届の提出が遅れて年金給付額に反映しない記録とされているので、給付されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間①は16万円、申立期間②は26万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかったとして新たに届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和34年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月31日から同年11月1日まで
A株式会社に勤務していた際の年金記録を確認したところ、同社C工場から同社D工場に転勤した時期である申立期間の年金記録が欠落していた。調査し、記録の訂正をしてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた退職金・餞別金支給明細書における記録、事業所の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B株式会社が、「A株式会社D工場が厚生年金保険の適用事業所となるに至った昭和34年11月1日より前の期間については、同社同工場は操業準備期間に当たるため、申立人が同社D工場に勤務していたとすれば、同社C工場に在籍しながら、同社D工場の操業準備に従事していたものと考えられる。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和34年7月の記録

から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は申立人に係る被保険者資格の喪失手続において、A株式会社に何らかの不備があった旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へ申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年8月から同年10月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月1日から32年10月1日まで
② 昭和35年3月29日から37年10月4日まで
年金事務所の記録では、昭和38年1月30日に脱退手当金を受領したことになっているが、その記憶は無い。A株式会社B営業所を退職した後、CからDに転居し、引き続きDの会社で厚生年金保険に加入するつもりであったので、脱退するはずがない。
調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間に勤務していたE株式会社とF株式会社G工場については、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、いずれも計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、申立期間②のA株式会社B営業所は、上記の未請求の被保険者期間のうちE株式会社の厚生年金保険適用事業所名称を変更したものであり、同じ事業所でありながら、一方の期間だけ請求が行われることは事務処理上不自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和38年1月30日に支給決定されたこととなっているが、申立人は、その2日後の同年2月1日に厚生年金保険に再加入していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

加えて、申立人がA株式会社B営業所の資格を喪失した昭和37年の前

後数年間に、同社で被保険者資格を喪失した女性の同僚 12 人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人一人であり、当時の同僚 3 人に照会を行い二人が退職時に脱退手当金の説明を受けたことがないと回答していることから、事業所が退職者に対して脱退手当金の説明を行った上で代理請求をしていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年6月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月から50年6月まで

申立期間について、私は20歳の誕生日（昭和47年*月）を過ぎた頃にA市で国民年金の加入手続を行った際に併せて付加年金にも加入した。国民年金の加入手続場所、国民年金手帳をもらったことなどについての記憶は無い。申立期間のうち、昭和47年9月から50年3月までは、納付書によりA市からB市内の大学へ通う途中の銀行及び郵便局で付加保険料を含む国民年金保険料を納付した。また、申立期間のうち、50年4月から同年6月までの期間については、会社員となり厚生年金保険に加入したが、会社に国民年金とともに付加年金にも加入していることを申し出ていなかったため、就職後も重複して付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたのを覚えている。当該期間の両保険料は勤務先があったCの郵便局及びD銀行で納付しており、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料をA市で納付した記憶は無い。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳の誕生日（昭和47年*月）を過ぎた頃、A市で国民年金の加入手続を行った際に併せて付加年金にも加入したとしているが、申立人は国民年金の加入手続場所及び年金手帳をもらったことの記憶は無いとしており、加入手続等についての詳細は不明である。

また、申立期間は未加入期間であり、付加保険料を含む国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い

出された形跡も見当たらない。

さらに、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付するには、納期限内に納付する必要があるところ、A市発行の当時の広報などによると、A市内の指定金融機関で納付する必要があるが、申立人には納付場所に関する記憶が無い上、申立期間のうち昭和50年4月から同年6月までの保険料を納付したとするC郵便局及びD銀行はA市の指定金融機関ではない。

加えて、申立人が、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 29 日から 4 年 3 月 10 日まで
申立期間、株式会社 A（現在は、B 株式会社）C 工場において、D と
して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、
調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社 C 工場で保管されている従業員名簿において、申立人が平成 2 年 3 月 30 日から 3 年 8 月 16 日まで勤務した旨が記録されている上、複数の同僚が、申立人が株式会社 A C 工場において、D 業務を行っていたことを記憶していることから、当該期間、申立人が同工場で勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の株式会社 A における雇用保険の加入記録は確認できず、上記の従業員名簿において、申立人は雇用保険及び社会保険に加入していない旨の記載が確認できる上、複数の同僚が「申立人はパートタイマー勤務だった。当時、社会保険は原則正社員のみ加入しており、申立人は厚生年金保険を含む社会保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

また、B 株式会社加入する E 基金及び F 組合に照会したところ、申立人の同基金及び同組合における加入記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた G 市の回答によれば、申立人は、平成 2 年 3 月 30 日から 7 年 5 月 23 日までの期間、国民健康保険に加入している上、申立人のオンライン記録によれば、2 年 3 月から同年 11 月まで、及び 3 年 9 月から同年 12 月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月

株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 18 年 2 月の賞与の記録が無いが、賞与が支給されていたと思うので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市から提出された申立人に係る平成 18 年の給与支払報告書（個人別明細書）に記載されている社会保険料等の金額は、申立人のオンライン記録により確認できる同年 1 月から同年 12 月までの標準報酬月額から算出した社会保険料と同年 4 月、7 月及び 12 月の標準賞与額から算出した社会保険料との合計額とおおむね一致している。

また、同僚の一人が「私の給与明細書を確認したところ、平成 18 年 2 月に賞与が支給された形跡は無い。」と述べている。

さらに、株式会社Aは既に解散しており、申立期間当時の事業主に照会しても、関係資料は保存しておらず、申立人も賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、申立てに係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉（茨城）厚生年金 事案 7477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年初め頃から 62 年 3 月 15 日まで
国の記録では、Aに勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。社会保険庁（当時）から届いた年金支払通知書には、自分の基礎年金番号と違う番号が記載されており、いわゆる宙に浮いた年金があるのではないかと思う。また、同事業所で働いていた証拠として「労働者災害補償保険 療養・休業補償給付等支給決定通知」を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A（適用事業所名は、A B）に勤務していたと申述しているところ、申立人が記憶している同僚を含め連絡のとれる同僚二人に照会し、一人から回答が得られたものの、申立人の申立期間の勤務実態について具体的には記憶していない上、当該事業所の事業主の氏名は、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録からは確認できず、住所が判明しないため照会できない。

また、申立人は、当該事業所で働いていた証拠として「労働者災害補償保険 療養・休業補償給付等支給決定通知（支給期間：昭和 62 年 5 月 5 日から同年 6 月 24 日まで）」を提出しているが、当該通知には事業所名の記載は確認できないため、管轄の労働基準監督署に照会したところ、同監督署は、「支給決定日が古いため当時のデータは保存されておらず、事業所名は不明である。」と回答している上、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も確認できないことから、Aにおける勤務実態が確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所の給与は、C銀行及びD銀行（現在はE銀行）の2か所に振り込まれていたと主張していることから、当該2銀行に照会したところ、C銀行は、「申立人名義の口座は存在するものの、申立期間についての取引は無い。」とし、E銀行は、「口座そのものが無い。」と回答しているほか、F町に申立期間に係る所得証明書の交付申請を行ったが、「保存期間満了につき、証明書を発行できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る給与の支給状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、F町は、申立人の国民健康保険加入について、資格取得日は昭和59年6月20日、加入事由は社会保険離脱、現在加入中であると回答している。

このほか、申立期間に係る被保険者原票の健康保険証番号に欠番は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、社会保険庁から届いた年金支払通知書（基礎年金番号10桁＋4桁）には、自分の基礎年金番号と10桁は同じであるが、末尾4桁が「一」で区切られ異なる番号が記載されているため、自分の基礎年金番号とは別の厚生年金保険の記録が存在しているのではないかと主張している。

しかしながら、当該支払通知書の末尾4桁の番号は年金給付の種別（例えば老齢年金や障害年金）を示す番号であり、当該支払通知書の基礎年金番号（冒頭10桁）は申立人の基礎年金番号に相違なく、また、オンライン記録により、申立人と生年月日が一致し同姓同名の厚生年金保険被保険者の有無を検索したが、確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 8 年 8 月 31 日から 9 年 11 月 1 日まで
③ 平成 10 年 9 月 30 日から 11 年 3 月 1 日まで
④ 平成 12 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

A 株式会社にて、平成 8 年 3 月頃から 11 年 2 月までと 12 年 1 月から同年 11 月まで勤務していたが、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険の記録がない。この期間も私は継続して勤務しており、保険料も控除されていた。当時の給与明細書の一部と、申立期間の給与の振込金額が記録された通帳の取引記録を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した預金通帳の記録に「B」からの振込記録があること及び同僚の回答から、申立人が A 株式会社にて勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該期間について、申立人の雇用保険の記録は確認できない上、当該事業所の事業主は、「最初は試用期間で、社会保険に入れていない。」と供述しており、複数の同僚も約 3 か月の試用期間後に正社員になってから厚生年金保険に加入していたと回答していることから、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人が提出した預金通帳の記録には平成 8 年 9 月 12 日以降当該事業所からの振込記録は無く、雇用保険の記録も確認できない。

また、申立人が提出した平成 9 年 10 月分及び同年 11 月分の給与明細書には厚生年金保険料が控除されておらず、同年 12 月分の給与明細書から

は厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当時の経理担当者は、厚生年金保険料は翌月控除であったと証言していることから、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できない。

申立期間③及び④について、当該事業所の事業主は、「入退社の出入りが多く、最後のほうはフルコミッションで仕事をやってもらい、社会保険に入れなかった。」と供述しており、申立人が提出した預金通帳の記録には、当該事業所からの振込記録も無く、雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉（山梨）厚生年金 事案 7485

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 31 日から 2 年 9 月 20 日まで
株式会社Aに入社し、同社B店においてCとして勤務していた。アルバイトであったが、長時間勤務であり、社会保険に加入できると聞いていたのに、年金事務所の記録には、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた預金通帳により、申立期間中の平成2年4月10日に株式会社Aからの振込が確認できること、及び申立人は同僚の氏名や業務内容の詳細を記憶しており、その供述は同僚の供述とも一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、申立人に関する人事記録は見当たらず、申立人の申立内容についての詳細は分からない旨回答している。

また、申立事業所において店長を務めていたとする同僚は、申立期間当時、アルバイトが社会保険に加入できる新制度が創設されたような記憶があると供述しているものの、当該制度の詳細や申立人が厚生年金保険に加入していたか否かについては確認することができない。

さらに、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録は確認できず、厚生年金保険と同時に加入手続を行うD基金においても、申立人の申立事業所に係る加入員記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。